

三浦市業務継続計画

平成 30 年 9 月

三浦市業務継続計画

目次

第1章 業務継続計画の基本的な考え方.....	1
1 業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは.....	1
2 業務継続計画策定の効果.....	2
3 業務継続の基本方針.....	2
第2章 業務継続計画の対象組織と発動基準.....	3
1 業務継続計画の対象組織.....	3
2 業務継続計画の発動と解除.....	3
3 市長不在時の代行順位.....	3
4 非常時優先業務の指揮命令系統について.....	3
第3章 被害状況の想定.....	4
1 前提とする地震.....	4
2 市内の被害状況の想定.....	4
3 想定される公共施設及び設備等の被害状況.....	5
第4章 非常時優先業務.....	7
第5章 非常時優先業務の執行に必要な資源の確保.....	9
1 職員.....	9
2 施設.....	10
3 電力.....	10
4 通信手段.....	11
5 情報システム.....	13
6 執務環境.....	13
7 トイレ.....	13
8 飲料水・食料.....	13
第6章 計画の推進.....	14
資料編 各課等の非常時優先業務一覧	

第1章 業務継続計画の基本的な考え方

1 業務継続計画（BCP : Business Continuity Plan）とは

市は地震、台風、豪雨等によって発生する大規模災害から市民の生命、身体及び財産を保護する責務があり、災害応急対策や災害復旧対策を実施する重要な役割を担っています。

その一方で、市は、平常時から住民への行政サービスの提供を行っており、災害発生時においても、継続して行わなければならない通常業務を実施することが求められます。

業務継続計画とは、人、物、情報、ライフライン等の利用できる資源が制限され市の機能が低下する大規模災害発生時であっても、あらかじめ応急業務や業務継続の優先度が高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を選定し、業務の執行体制、対応手順及び継続に必要な資源の確保等を定めることで、適切な業務継続を行うことを目的とした計画です。

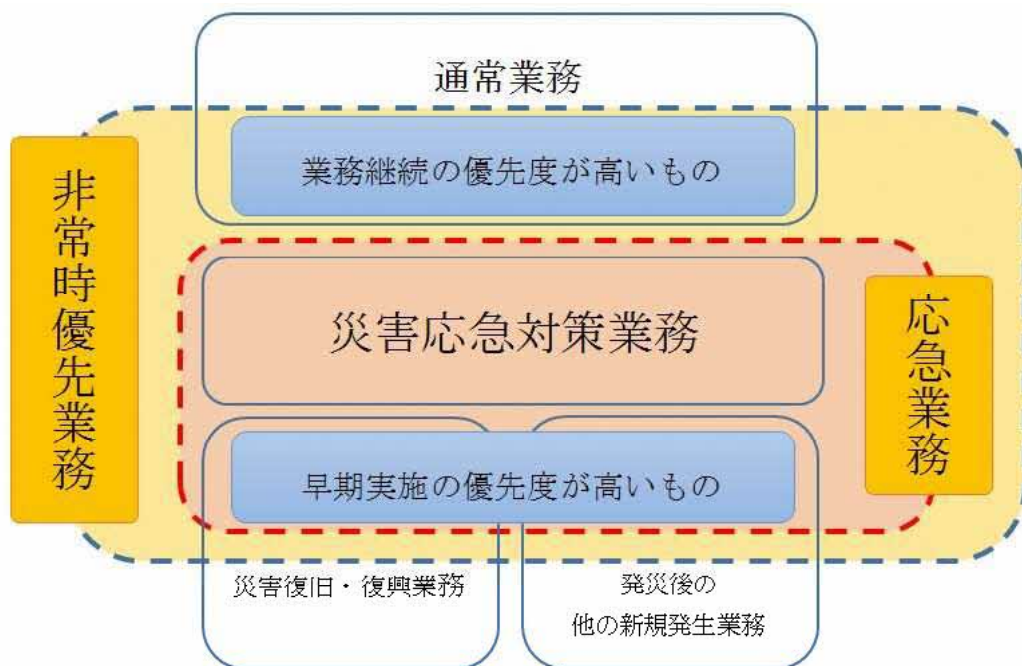


図1 非常時優先業務のイメージ

2 業務継続計画策定の効果

業務継続計画を策定し必要な措置を講じることにより、図2に示すように、発災直後の業務レベルの向上や業務立ち上げ時間の短縮等の効果を得て、高いレベルでの業務継続を行うことが期待できます。

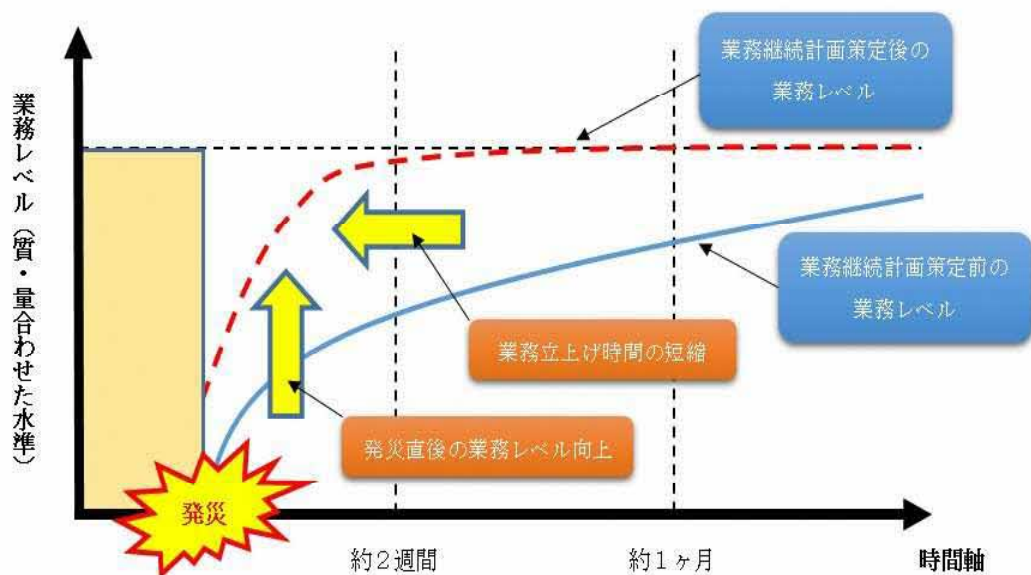


図2 業務継続計画の策定に伴う効果の模式図

3 業務継続の基本方針

非常時優先業務は次の基本方針に基づいて行います。

- (1) 災害発生時においては、市民の生命、身体、財産を保護し、被害を最小限にとどめるため、地域防災計画に位置づけられた災害緊急業務を最優先します。
- (2) 災害発生から72時間までは、人命に係る災害緊急業務に重点をおくこととなるため、市民生活、施設等の維持管理に著しい影響を与える通常業務以外は一旦停止します。
 - ア 休止、縮小する通常業務は市民の生活の維持等に係る重要性をもって災害時の状況に合わせて判断します。
 - イ 市の公共施設（総合体育館、公民館、図書館等）は避難所等の災害緊急業務として使用する場合以外には、一般利用を中止します。
 - ウ イベント・会議等は、原則として中止・延期します。
- (3) 優先度の高い通常業務は、災害緊急業務に影響を与えない範囲で、順次再開します。

第2章 業務継続計画の対象組織と発動基準

1 業務継続計画の対象組織

対象組織	市長部局、教育委員会、議会事務局、監査委員事務局、 農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局
------	--

2 業務継続計画の発動と解除

本計画は災害対策本部を設置する事態で、災害対策本部設置後に災害対策本部長が必要と認めた場合に本計画を発動します。解除についても災害対策本部長が判断します。

3 市長不在時の代行順位

大規模災害が発生した場合に、市長が不在又は連絡が取れない場合も考えられます。市長不在時にも重要な意思の決定がなされるよう代行順位を次のとおりとします。

職務代行の対象者	災害対策本部長（市長）
第1順位	副市長
第2順位	総務部長
第3順位	政策部長
第4順位	市民部長
第5順位	経済部長
第6順位	保健福祉部長
第7順位	都市環境部長
第8順位	上下水道部長

4 非常時優先業務の指揮命令系統について

非常時優先業務を実施するにあたっては三浦市災害対策本部要綱に定めるところにより実施します。

第3章 被害状況の想定

1 前提とする地震

本計画で想定する地震は、地域防災計画で想定する地震のうち、地震発生の切迫性が高い三浦半島断層群の地震と、本市が南海トラフ巨大地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法により、その地震防災対策を推進する必要がある地域として指定されている南海トラフ巨大地震とします。

2 市内の被害状況の想定

被害想定項目	被害想定数	
	南海トラフ巨大地震	三浦半島断層群の地震
全壊家屋	300 棟	30 棟
半壊家屋	1, 670 棟	490 棟
火災被害	*	*
死者	*	*
死者（津波）	60 人	0 人
負傷者	20 人	110 人
避難者数（1日後）	6, 200 人	620 人
避難者数（1ヵ月後）	2, 990 人	620 人
帰宅困難者	1, 240 人	1, 240 人
停電件数	41, 910 軒	140 軒
断水人口	*	760 人
下水道機能支障人口	100 人	350 人
通信不通回線数	16, 130 世帯	60 世帯

※表中「*」＝わずか（計算上 0.5 以上 10 未満）。

出典：神奈川県地震被害想定調査報告書（平成 27 年 3 月）公表

3 想定される公共施設及び設備等の被害状況

	被害状況等	復旧予測等
公共施設	<ul style="list-style-type: none"> 一部の耐震性の低い建物では、甚大な被害が発生し、全部又は一部の使用が不可能になる。 建物自体は使用可能であっても、電気や水道設備等が被災して使用できなくなるのが想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> 発災後直ちに安全性の確認等を行い、安全性の確保のもと利用する。 大きな被害を受けた庁舎が発生した場合は庁舎復旧まで長時間かかるため、代替施設を確保しなければならない。
建物内部	<ul style="list-style-type: none"> 固定されていないオフィス家具、複写機、本棚等大型備品が転倒、落下、移動し執務環境が損なわれる。 	<ul style="list-style-type: none"> オフィス家具、備品等の再配置やガラス破片の散乱、片付け等により時間を費やすことが予想される。
周辺被害	<ul style="list-style-type: none"> 新耐震基準を満たしていない木造建物の倒壊により、道路が通行不能となる可能性がある。 耐震性の低い橋梁等道路施設の被害、沿道建物の倒壊、電柱の倒壊、隣接する区での延焼火災、液状化による段差やマンホール等の飛び出し等の被害が発生する。 がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生する。 橋脚の軽微な被害が発生、その他電柱、架橋等の被害が発生し鉄道の不通が発生する。 貨物輸送による物流が途絶える。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路の復旧は建設業者との応援協定に基づき、障害物の撤去、応急復旧等に関わる人員の確保及び資機材等の確保が必要となる。また消防等災害応急対策活動の緊急交通路を確保するために警察へ交通規制の要請が必要となる。
電力	<ul style="list-style-type: none"> 発災後は断線等により外部からの供給電力が中断すると予想される。 停電時には非常電源装置が作動し、各施設で数時間は使用可能となる。また、発電機を使用し、一時的に電源の確保を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 電力の復旧は1週間後程度、それまでは非常用発電機等で対応することになる。

通信	<ul style="list-style-type: none"> ・電話回線、インターネット回線ともに短時間にアクセスが集中することで輻輳が発生し、通信制限が行われる。 ・電話回線を利用する場合は災害時優先電話、PHS回線を利用する場合はイエデンワ、衛星回線を利用する場合は衛星携帯電話を活用する。 ・インターネットを利用する場合は、大幅な遅延の可能性があるが防災情報メールを活用し、職員参集をかけることは可能である。 ただし機器の破損や断線、停電により庁舎間の通信はできない可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・輻輳による通信制限が1週間程度継続する。
上下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・水道管の破裂等により断水の可能性がある。 ・下水道も機能不全となる可能性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・断水は1週間程度、下水道の利用支障については1ヶ月継続すると予想される。

第4章 非常時優先業務

非常時優先業務の選定基準は次のとおりとし、各課等の非常時優先業務は別表のとおりとします。

業務開始 目標時間	該当する業務の考え方	代表的な業務例
① 3時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初動体制の確立 ・ 被災状況の把握 ・ 救助、救急の開始 ・ 避難所の開設 	<ul style="list-style-type: none"> a. 災害対策の根幹となる体制の立ち上げ業務（人、場所、通信、情報等） b. 被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告） c. 発災直後の火災、津波等対策業務（消火・避難・警戒・誘導処置等） d. 救助、救急体制確立に係る業務（応援要請・部隊編成・運用） e. 避難所の開設、運營業務 f. 組織的な業務遂行に必須な業務（幹部職員補佐・公印管理等）
② 1日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急活動（救助、救急以外）の開始 ・ 避難生活支援の開発 ・ 重大な行事の手続き 	<ul style="list-style-type: none"> a. 短期的な二次被害予防業務（土砂災害危険箇所における避難等） b. 市区町村管理施設の応急復旧に係る業務（道路、上下水道、交通等） c. 衛生環境の回復に係る業務（防疫活動、保健衛生活動等） d. 災害対策活動体制の拡充に係る業務（応援受入れ等） e. 遺体の取り扱い業務（収容・保管・事務手続き等） f. 避難生活の開始に係る業務（衣食住の確保・供給等） g. 社会的に重大な行事等の延期調整業務（選挙等）
③ 3日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者の支援開始 ・ 他の業務の前提となる行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> a. 避難生活の向上に係る業務（入浴・メンタルヘルス・防犯等） b. 街地の清掃に係る業務（ごみ・瓦礫処理等） c. 災害対応に必要な経費の確保に係る業務（財政計画業務等） d. 業務システムの再開等に係る業務

④ 2週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧・復興に係る業務の本格化 ・窓口行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> a. 生活再建に係る業務（被災者生活再建支援法等関係業務、住宅確保等） b. 産業の復旧・復興に係る業務（農林水産、商工業対策等） c. 教育再開に係る業務 d. 金銭の支払、支給に係る業務（契約、給与、補助費等） e. 窓口業務（届出受理、証明書発行等）
⑤ 1ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> a. その他の業務

第5章 非常時優先業務の執行に必要な資源の確保

1 職員

職員の参集は配備及び動員計画に基づいて災害対策本部長（市長）が動員指令を行います。勤務時間内には庁内電話又は庁内放送により伝達し、勤務時間以外には防災情報メールや電話等の方法で伝達します。

安否確認及び参集の可否については防災情報メールのアンケートシステム機能を使用し把握します。

各職員自身が業務を継続する上で必要な資源であることを認識し、本業務に安心して専念するためにも家族の安否や自宅の被害状況等を知ることが重要となるため、災害用伝言ダイヤル等による連絡方法を確認し、家族や職員自身が災害から身を守るよう自宅の防災対策に努めます。ただし勤務時間以外に災害が発生した場合には、直ちに災害対策本部が設置できないことが想定されますのでその際には次の基準表をもとに職員は動員指令を待つことなく自主的に各自の参集場所へ参集します。

区分	状況	動員する職員の範囲
警戒体制 1号	局地的な対応策を必要と認める とき。	課長級以上の職にある職員とする。 ただし、状況に応じて局地的災害への 対策活動の可能な職員を増員するこ とができる。
準非常体制 2号	1 市内各地に大規模な災害が 発生し、広範囲な応急対策を必 要と認めるとき。 2 東海地震注意情報が発表され たとき。	主査級以上の職にある職員とする。 ただし、状況に応じて局地的災害への 対策活動の可能な職員を増員するこ とができる。
非常体制 3号	1 大規模な災害が発生し、市内 全域に応急対策が必要と認め るとき。 2 警戒宣言が発令されたとき。	全職員とする。

一部の職員が負傷する可能性があり、人員の確保が困難となることが想定されます。

非常時優先業務を実施する際の職員の配置調整については、基本は各災対部内で行いますが、必要な人員が参集出来ない等の場合には災対部間を越えて人員の調整を行います。

防災後数日間は交代要員の確保が難しいと考えられます。職員の疲労蓄積を避けるため、可能な範囲で休憩や睡眠を取る等のローテーション勤務を実施します。

2 施設

業務を継続して実施するためには庁舎の確保が必要となります。本業務を行う庁舎（市役所本館、分館等）が被災した場合には旧三崎中学校校舎を代替施設として使用します。

旧三崎中学校以外の代替施設の候補としては次のとおりです。

地域	施設名称	耐震基準	補強工事	耐震性の有無	代替施設
三崎地区	旧三崎中学校校舎	旧	補強	有	○
	三崎水産物地方卸売市場	新	-	有	
	三浦市民ホール	新	-	有	
	旧地域福祉センター	新	-	有	
	勤労市民センター	新	-	有	
南下浦地区	南下浦市民センター	旧			
初声地区	初声市民センター	旧			
	三浦市総合体育館(潮風)	新	-	有	

3 電力

大規模な災害が発生した場合、ライフライン等にも影響が出ると想定され、その中でも非常時優先業務を行うためには電力の確保が必要となります。

現在、市の非常用発電の整備状況は市役所の本館、分館（供給先は3階会議室及び3階フロアの一部のみ）、三浦消防署のみです。三浦消防署は地下に燃料貯蔵庫もあり発災後72時間、市役所本館はタンク内の燃料で11時間程度電力が供給できると想定しています。

電力供給の想定時間を超える場合の停電が発生した際には協定先である神奈川県石油商業組合横須賀三浦支部からタンクローリーにて燃料を確保します。

しかし、分館の一部を除くフロアや第2分館には非常用発電の設備がないため、各課等が非常時優先業務を行う庁舎等で非常用発電が未整備の箇所については今後小型発動発電機の整備に努め、停電の際にはこの発電機にて電力を確保したいと考えています。

4 通信手段

通信手段の確保状況は以下のとおり確保しています。

(1) 災害時優先電話

災害発生時に輻輳が発生し、公表している代表電話を利用した発信は困難が予想されます。災害時優先電話は発信を優先的に行える回線のため、着信には使用せず、外部には公表しません。

No.	設置場所	設置住所
1	三浦市役所 電話交換機	三浦市城山町 1-1
2	三浦市役所 分館 3 階会議室	三浦市城山 1-1
3	三浦市総合体育館	三浦市初声町入江 169
4	三浦市立病院	三浦市岬陽町 4-33
5	三浦市立剣崎小学校	三浦市南下浦町松輪 1710

(2) 衛星電話

県や他市町村への連絡は衛星回線を利用した衛星電話も活用します。

No.	設置場所	備 考
1	市役所本館 2階	人事課
2	横須賀市三浦消防署 4階	防災課事務室
3	市役所分館 3階	会議室
4	市役所分館 3階	会議室
5	市役所本館 1階	市民サービス課
6	市役所分館 1階	宿直室
7	無線局舎事務室	
8	市役所分館 3階	会議室(FAX)
9	横須賀市三浦消防署 4階	防災課事務室(FAX)

(3) 衛星携帯電話及び簡易無線局

災害が発生し通常回線が断線等で使用できなくなった際に活用します。

設置場所	横須賀市三浦消防署	市役所分館 第1会議室
衛星携帯電話	○	○
簡易無線局	○	○

(4) 災害用非常電話（イエデンワ）

PHSであるイエデンワは各避難所等に設置しており、通常の電話回線が断線した場合でも避難所等への連絡手段として確保しているため、電話番号は外部には公表しません。

No.	設置場所	備 考
1	横須賀市三浦消防署 4階（防災課）	災害対策本部
2	三浦市役所 本庁舎 市長応接室	
3	南下浦市民センター	
4	初声市民センター	
5	三浦市役所 第2分館 2階（教育総務課）	
6	三浦市立南下浦小学校	避難所
7	三浦市立旭小学校	避難所
8	三浦市立上宮田小学校	避難所
9	三浦市立剣崎小学校	避難所（津波被害が無い場合）
10	三浦市立名向小学校	避難所
11	三浦市立岬陽小学校	避難所
12	三浦市立三崎小学校	避難所
13	三浦市立初声小学校	避難所（津波被害が無い場合）
14	三浦市立南下浦中学校	避難所
15	三浦市立三崎中学校	避難所
16	三浦市立初声中学校	避難所
17	三浦市役所 分館 3階 会議室	災害対策本部（予備）
18	県立三浦初声高等学校（和田キャンパス）	避難所
19	三浦スポーツ公園 管理棟	避難所
20	三浦 YMCA グローバル・エコ・ヴィレッジ	避難所
21	県水産技術センター	避難所
22	三浦市立病院	
23	三浦市役所 第2分館 2階（給水課）	
24	三崎水産物地方卸売市場（水産課）	
25	清掃事業所	
26	三浦合同庁舎 健康ぷらっと（健康づくり課）	
27	環境センター	
28	三浦市総合体育館（文化スポーツ課）	緊急物資受入施設
29	県立三浦初声高等学校（入江キャンパス）	広域応援活動拠点施設
30	東部浄化センター	
31	三浦市総合福祉センター（社会福祉協議会）	災害ボランティアセンター
32	三浦市役所 第2分館 2階（財産管理課）	

（5） 各通信手段は基地局の被災や電話線が断線した場合は使用できなくなる可能性がありますので今後回線断線に対応できる通信手段の確保に努めます。

5 情報システム

情報関係機器及びサーバを所管している課等は、発災によるデータの破損を防ぐために転倒防止、転落防止を行います。

システムデータのバックアップは各課等で実施しており、今後も継続して行います。

6 執務環境

主な事務機器、書棚の転倒防止対策は完了しています。机上の書類等の散乱、一部のガラスの飛散、蛍光灯の落下などが想定され、業務を継続するのが困難となる可能性があります。窓ガラス等の飛散防止策を検討するほか、日頃から個人の机上の書類が飛散しないように常に整理しておく必要があります。

7 トイレ

上下水道の機能停止により、トイレが使用出来なくなることが想定されます。

職員専用トイレの確保として庁舎内に簡易トイレを設置します。

8 飲料水・食料

現在、市として被災者用の食料の備蓄は実施していますが、職員用の食料の備蓄はありません。災害時には協定を結んでいる市内のスーパー等に食料や生活必需物資の供給について協力を要請しますが、被害状況によっては物資の供給に遅れが生じることが考えられるため、今後職員用の食料の備蓄に努めます。

飲料水については、まず三崎小学校の100t型飲料水兼用耐震性貯水槽を避難者兼職員用として使用し、市内の被害状況を踏まえた上で市役所に給水タンクを設置することで飲料水を確保します。

第6章 計画の推進

業務継続計画は計画の実効性を確認し高めていくために、被害想定の変更や必要となる資源の確保状況を定期的かつ継続的に確認し、変化した情報に対して見直しを行い、計画の実効性を確保していきます。